

# 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日

2. 内 容

目 標 1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う・相談窓口にて子育て中の従業員の勤務相談を受付けつける。

「対 策」

○令和2年4月から 就業規則及び広報誌により、新しく入社された方に対する周知。及び子育て中の従業員に3ヶ月毎に勤務状況を確認する。

目 標 2： 有給休暇の取得日数を、社員は5日以上・パート対象者は義務化以上取得する。

「対 策」

○令和2年4月から 個人人事の有給取得状況を3ヶ月毎に確認する。  
及び取得状況を各部署の責任者へ報告し、取得に向ける。